

2013 年 6 月 12 日
S L 主催者通達 No. 0190

SL カートミーティング主催者各位

一般社団法人 S L カートスポーツ機構 代表理事 小島 義則
S L カートクラブ 代表 中野 和弥

2013 S L メンバーズブック

YAMAHA カデットオープンクラス車両規定における統一解釈について

お世話になります。日頃よりカート普及活動にご尽力を賜りありがとうございます。

標記の件、2013 S L メンバーズブック 57 ページ冒頭、YAMAHA カデットオープンクラス“リアアクスル装置”における用語解釈についてご連絡致します。

お手数をお掛け致しますが、本件解釈に関して誤解なきようご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

【該当箇所 規定文】

“メーカー純正品シャフトを使用（30φmm 以下）※品番はメーカー別パーツカタログに記載されているもの。シャフト長 960mm 以下で改造、変更、加工禁止”

【解釈】

規定文中の“メーカー純正品”とは、例として A 社のフレームに対して同一メーカー A 社の純正品シャフトを使用するという解釈となります。

すなわち A 社のフレームに対し、B 社のメーカー純正品シャフトを組み合わせ使用されることは規定に反する解釈となりますのでご注意下さい。

A 社フレーム + A 社純正品シャフト = 可

A 社フレーム + B 社純正品シャフト = 不可